

の権限に係 する事務							所限土整備局 長
2 同規則第5条第1 項の規定による砂防 設備等の占用の許可 (一) 発電に係るも の (二) (一)以外のも の							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 所長
3 同規則第7条第1 項ただし書の規定に よる許可期間の更新							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
4 同規則第8条第1 項の規定による許可 に係る事項の変更の 許可 (一) 1の(一)又は 2の(一)に係るも の (二) 1の(二)に係 るもの (三) 2の(二)に係 るもの							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長 ○ 土木事務所長 日野総合事務 所長
5 同規則第9条第2 項の規定による現に 制限行為をしている 者からの届出の受理							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
6 同規則第9条第4 項の規定による第4 条第1項の許可を受 けたものとみなす期 間を定めた旨等の通 知 (一) 発電に係る制 限行為以上の土石 砂れきを含む。)の 採取の許可に係 るもの (二) (一)以外のも の							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
7 同規則第10条の規 定による同等が行う 制限行為についての 協議 (一) 1の(一)又は 2の(一)に係るも の (二) 1の(二)又は 2の(二)に係るも の							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
8 同規則第11条第2 項の規定による採取 料等の減免 (一) 1の(一)又は 2の(一)に係るも の (二) 1の(二)又は 2の(二)に係るも の							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
9 同規則第14条の規 定による制限行為等 の着手、制限行為等 の終了等及び住所等 の変更の届出の受理							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
10 同規則第15条第3 項の規定による制限 行為等の許可に基づ く地位を承継した者 からの届出の受理 (一) 1の(一)又は 2の(一)に係るも の (二) 1の(二)又は 2の(二)に係るも の							○ 土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
11 同規則第16条第1 項の規定による制限 行為等の許可に基づ く権利の譲渡の承認 (一) 1の(一)又は 2の(一)に係るも の							

	(二) 1の(二)又は2の(二)に係るもの						○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長	
	12 同規則第17条の規定による補償金額及び負担者の決定		○						
	13 同規則第18条の規定による防犯指定地等の管理上必要な報告の徴収						○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長	
十八 地すべり等防止法に基づく知事の権限に属する事務	1 同法第3条第1項の規定による地すべり防止区域の指定についての主務大臣への意見の提出		○						
	2 同法第8条の規定による地すべり防止区域の標識の設置						○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長	
	3 同法第11条第1項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画の承認		○						
	4 同法第11条第2項の規定による地すべり防止工事に関する設計及び実施計画についての同等との協議		○						
	5 同法第13条の規定による非用工作物の工事の施行等についての他の工作物の管理者との協議			○					
	6 同法第14条第1項の規定による工事原因者に対する地すべり防止工事の施行の命令		○						
	7 同法第16条第1項の規定による地すべり防止区域に関する調査等のための土地の立入り又は一時使用			○					
	8 同法第18条第1項の規定による地すべり防止区域内における行為の許可 (一) 同前第3号又は第5号に掲げるもの (二) (一)以外のもの							○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
	9 同法第20条第2項の規定による地すべり防止区域内における行為についての同等との協議		○						
	10 同法第21条第1項の規定による許可の取消し等 (一) 8により許可したものに係るもの (二) (一)以外のもの							○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
	11 同法第21条第2項の規定による許可の取消し等		○						
	12 同法第21条第5項の規定による補償金額の負担の決定		○						
	13 同法第22条第1項の規定による地すべり防止施設の管理者からの報告の徴収及び当該施設への立入検査							○	土木事務所長 日野総合事務 所限土整備局 長
	14 同法第23条の規定による地すべり防止施設の改良等の措置の命令		○						

	15	同法第24条第1項の規定による市町村における関連事業計画の作成についての市町村への勧告	○						
	16	同法第24条第3項の規定による関連事業計画についての市町村長との協議	○						
	17	同法第33条の規定による兼用工作物の管理に要する費用の負担についての他の工作物の管理者との協議	○						
	18	同法第34条第1項の規定による他の工事等により必要を生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定	○						
	19	同法第30条第3項の規定による他の工事等により生じた地すべり防止工事の費用の負担の決定	○						
	20	同法第48条の規定による漁港の区域内における地すべり防止工事の施行についての漁港管理者等との協議	○						
	21	同法第49条の規定による報告又は資料の主務大臣への提出	○						
十九 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく知事の権限に属する事務	1	同法第5条第1項の規定による調査のための土地の立入り又は一時使用	○						
	2	同法第5条第9項（同法第17条第2項において準用する場合を含む。）の規定による調査のための立入に伴う損失の補償についての協議	○						
	3	同法第6条の規定による急傾斜地崩壊危険区域の標識の設置					○	土木事務所長 日野総合事務所 所限土整備局長	
	4	同法第7条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域において行う行為の許可 （一） 同項第2号に掲げる行為に係るもの （二） （一）以外のもの		○				土木事務所長 日野総合事務所 所限土整備局長	
	5	同法第8条第1項の規定による許可の取消し等の監督処分 （一） 4の（一）に係るもの （二） 4の（二）に係るもの		○				土木事務所長 日野総合事務所 所限土整備局長	
	6	同法第9条第3項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行その他必要な措置をとるべき旨の勧告	○						
	7	同法第10条第1項の規定による急傾斜地崩壊防止工事の施行の命令	○						
	8	同法第11条第1項の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地への立入り検査					○	土木事務所長 日野総合事務所 所限土整備局長	
	9	同法第26条の規定による急傾斜地崩壊危険区域内の土地の					○	土木事務所長 日野総合事務所 所限土整備局長	

	<p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○																鳥取港湾事務所長
3	<p>同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○														鳥取港湾事務所長
4	<p>同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○														鳥取港湾事務所長
5及び6 略																			
7	<p>同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾建設の項の二において同じ。)が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○																
8 略																			
9	<p>同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計</p>	○																	
	<p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が2,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○																鳥取港湾事務所長
3	<p>同規則第15条(同規則第20条において準用する場合を含む。)の規定による最低制限価格の決定</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○														鳥取港湾事務所長
4	<p>同規則第19条第1項の規定による入札参加者の指名</p> <p>(一) 請負対象設計金額が7,000万円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 空港整備事業に係るもの</p> <p>(2) 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○														鳥取港湾事務所長
5及び6 略																			
7	<p>同規則第26条ただし書の規定による権利義務の譲渡等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額(請負契約の締結後に請負対象設計金額を変更した場合にあっては、当初の請負対象設計金額。以下空港港湾建設の項の二において同じ。)が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○																
8	<p>同規則第27条ただし書の規定による工事の 括下請負等の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○																
9 略																			
10	<p>同規則第30条第1項の規定による工事の監督の委託</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計</p>	○																	

	<p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○												
15	<p>同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
16	<p>同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
17	<p>同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が1億円以上2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
18	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が2</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
	<p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○												鳥取港湾事務所長
16	<p>同規則第40条前段の規定による工事の内容の変更等</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
17	<p>同規則第40条の2第1項及び第2項の規定による工事の施工の一時中止</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
18	<p>同規則第41条の規定による工期の延長の承認</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの</p> <p>(2) 工事費が7,000万円以上1億円未満の工事に係るもの</p> <p>(3) 工事費が7,000万円未満の工事に係るもの</p> <p>イ 空港整備事業に係るもの</p> <p>ロ 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長
19	<p>同規則第42条第1項の規定による工期の短縮の要求</p> <p>(一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの</p> <p>(二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p> <p>(1) 工事費が1</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	鳥取港湾事務所長

	<p>億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○										
19	<p>同規則第42条第2項の規定による通常の事とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
20	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
21	<p>同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
22	<p>同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
23	略											
24	<p>同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
25	<p>同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
	<p>億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○										
20	<p>同規則第42条第2項の規定による通常必要とされる工期に満たない工期への変更の要求 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
21	<p>同規則第42条第3項の規定による請負代金の変更及び必要な負担の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
22	<p>同規則第43条の規定による請負代金の額の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
23	<p>同規則第45条第5項の規定による費用の負担の協議 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
24	略											
25	<p>同規則第49条第1項の規定による設計図書の変更の決定 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								
26	<p>同規則第52条第1項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による工事の完成検査の委託 (一) 請負対象設計金額が2億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が2億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が1億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が1億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○								

<p>26 同規則第57条第1項の規定による工事目的物の使用 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
<p>27 同規則第57条第3項の規定による増加費用の負担の決定 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの (1) 工事費が2億円以上の工事に係るもの (2) 工事費が2億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
<p>28 同規則第58条第1項の規定によるかしの修補及び損害の賠償の請求 (一) 請負対象設計金額が5億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が5億円未満の工事に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>29 同規則第59条第2項(同規則第56条第2項において準用する場合を含む。)の規定による請負代金の支払 (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>30 同規則第60条第2項の規定による前金払に係る認定 (一) 空港整備事業に係るもの (二) 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>31 同規則第61条第2項の規定による請負代金の前金払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業に係るもの (2) 港湾・海岸整備事業に係るもの</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>32 略</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>33 同規則第63条第4項の規定による請負代金の部分払い (一) 請負対象設計金額が1億円以上の工事に係るもの (二) 請負対象設計金額が1億円未満の工事に係るもの (1) 空港整備事業</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<p>34 略</p>	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

鳥取港湾事務所長

鳥取港湾事務所長

鳥取港湾事務所長

鳥取港湾事務所長

																				地方建設局長との協議 影響がある 処分等の取 扱規模 (昭 和40年建設 省訓令第3 号) に基づ く知事の権 限に属する 事務
																				六 河川法に 基づく知事 の権限に属 する事務 (砂防治水課 の所管事務 に係るもの に限る。)
																				1 同法第23条の規定 による流水の占用の 許可
																				2 同法第24条の規定 による河川区域内の 土地の占用の許可
																				3 同法第25条の規定 による河川区域内の 土地における工作物 の新築等の許可
																				4 同法第27条第1項 の規定による河川区 域内の土地における 掘削等の許可
																				5 同法第30条の規定 による工作物の新築 又は改築の工事の完 成検査及び当該工作 物の一部の使用の承 認
																				6 同法第31条第2項 の規定による工作物 の除却等の措置の命 令
																				7 同法第34条第1項 の規定による流水の 占用の許可等の権利 の譲渡の承認
																				8 同法第36条第2項 の規定による二級河 川に係る水利使用に 関する許可について の関係市町村長の意 見の聴取
																				9 同法第38条の規定 による水利使用の目 的等の関係河川使用 者への通知
																				10 同法第43条第1項 ただし書の規定によ る関係河川使用者の 受ける損失を確定す ることができない旨 の決定
																				11 同法第47条第1項 の規定によるダム の操縦規程の承認
																				12 同法第47条第2項 の規定によるダム の操縦規程についての 関係県知事の意見の 聴取
																				13 同法第47条第4項 の規定によるダム の操縦規程の変更の命 令
																				14 同法第52条の規定 によるダムを設置す る者に対する洪水調 節の指示
																				15 同法第53条第3項 の規定による雨水時 における水利使用の 調整についての協議 が成立しない場合の あっせん又は調停
																				七 忠懸砂地 の崩壊によ る災害の防 止に関する 法律 (昭和 44年法律第 57号) に基 づく知事の 権限に属す る事務
																				1 同法第54条第1項 の規定による調査の ための土地の立入り 又は一時使用
																				2 同法第55条第9項 (同法第17条第2項 において準用する場 合を含む。) の規定 による調査のための 立入りに伴う損失の 補償についての協議